貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(平成３０年8月分)

8月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	東昭興業株式会社（法人番号２４６０００１００１２１４）　代表者平川昭浩	北海道釧路市大楽毛１８５番地１	本社営業所	北海道釧路市大楽毛１８５番地１	H30.8.22	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他４件	平成３０年４月２３日、監査後、行政処分等までに事業用自動車の移動先の事業者であって監査が必要と認められる事業者を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項）、（２）運転者台帳の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の５第１項）、（３）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項）、（４）点検整備記録簿等の記録の保存義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１３条本文関係、第２号）、（５）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第６０条第１項）	1	2
2	株式会社ワイズプランニング（法人番号１４３０００１０６２３０１）　代表者角田幸弘	北海道札幌市清田区清田６条２丁目９番１６号	株式会社ワイズプランニング営業所	北海道北広島市輪厚中央５丁目４番地１０	H30.8.22	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項　他３件	平成３０年５月２２日及び平成３０年５月２４日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）健康状態の把握義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第６項）、（２）運転者台帳の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の５第１項）、（３）運転者に対する指導監督の記録違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第１項）、（４）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項）	1	1
3	有限会社丸富通商（法人番号９４６０３０２００１８２３）　代表者高野基緒	北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉１２６番地１	本社営業所	北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉１２６番地１	H30.8.30	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他１件	平成３０年８月１日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項）、（２）自動車に関する表示義務違反（道路運送法第９５条）	0	0
	以下余白									